

新宿区立地域センター(10 所)の令和 7 年度労働環境モニタリングの実施結果について

1 目的

指定管理者制度導入施設において、その業務が適正な労働環境の下に行われることにより、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、公共サービスの質の向上が図られることについて、区、指定管理者、従事者が共通認識を持つとともに、必要に応じて指定管理者に改善を促すために、労働環境のモニタリング調査を行った。

なお、調査の結果、指摘された事項については、全て改善されていることを確認済みである。

2 調査対象

施 設 名	指定管理者
(1) 新宿区立四谷地域センター	四谷地域センター運営委員会
(2) 新宿区立牛込筆筈地域センター	牛込筆筈地域センター管理運営委員会
(3) 新宿区立榎町地域センター	榎町地域センター管理運営委員会
(4) 新宿区立若松地域センター	若松地域センター管理運営委員会
(5) 新宿区立大久保地域センター	大久保地域センター管理運営委員会
(6) 新宿区立戸塚地域センター	戸塚地域センター管理運営委員会
(7) 新宿区立落合第一地域センター	落合第一地域センター管理運営委員会
(8) 新宿区立落合第二地域センター	落合第二地域センター管理運営委員会
(9) 新宿区立柏木地域センター	柏木地域センター管理運営委員会
(10) 新宿区立角筈地域センター	角筈地域センター管理運営委員会

3 調査期間

(1) 書類確認～現地調査ヒアリング

令和 7 年 7 月 25 日（金）～令和 7 年 10 月 30 日（木）

(2) 評価結果表作成～改善提案～報告書提出

令和 7 年 10 月 8 日（水）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

4 調査等の方法

社会保険労務士に委託して、以下の（１）～（２）の調査及び（３）の助言を行った。（３）に基づき、社会保険労務士とともに（４）のフォローアップを行った。

(1) 書類確認・事前質問シート

就業規則、賃金規程、賃金控除に関する協定書等労働者代表との各種協定の内容などにより、基本的な勤務条件を確認した。

その上で、労働者名簿等法律で整備が義務付けられている個々の労働者に係る帳簿や社会保険加入手続書類等を確認し、必要な手続が適切になされているか、必要書類が適切に整備されているかなどを確認した。

さらに出勤状況や賃金支払状況を確認し、賃金計算、支払が適正に行われているかを確認した。

(2) 本部ヒアリング・現地調査

施設長・従事者への面接及び職場環境の整備状況の確認を行った。

(3) 調査結果のまとめと改善案の提示

上記(1)～(2)の調査結果を各指定管理者に伝え、その改善方法の助言を行った。

(4) フォローアップ

指定管理者が改善に着手したことを確認した。

5 モニタリングの視点

(1) 労働条件に関する事項

就業規則が適正に作成され、労働者に周知されているか。労働条件は労働者に明示されているか。労働時間が適正に管理されているか。休暇、休日・休憩時間、年次有給休暇が適正に付与されているか。時間外・休日労働が36協定の範囲内で対応されているか。業務災害への対策が適正に行われているか。法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）及びその他労働関係に関する書類が適正に整備・保存されているか。賃金の計算・支払が適正に行われているか。

(2) 安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制が適正に整備されているか。健康診断・ストレスチェックが適正に実施されているか。衛生管理者等に安全・衛生（メンタルヘルスケア）教育が行われているか。受動喫煙対策が行われているか。

(3) 社会保険に関する事項

労働保険・社会保険の加入手続及び申告が適正に行われているか。

(4) 下請先への要請

再委託先と適正な金額で契約されているか。再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、再委託先に要請等が行われているか。

(5) 労働環境を更に向上させる取組

休暇取得促進、育児・介護休暇、勤務時間短縮制度等の措置が講じられているか。ハラスメントを予防し、働く意欲を向上させる取組が行われているか。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

No	主な指摘事項	改善内容
(1) 労働条件に関する事項		
1	・就業規則に補助員の昇給に関する記載がない。(落一)	・就業規則を改正し、補助員の昇給は行わない旨を定めた。
2	・過半数代表者(事務局長)の選出手続きが確認できない。(角筈)	・事務打ち合わせ会において過半数代表者を選出し、承認を得るとともに、選出記録を作成した。
3	・就業規則の内容の不備について ①就業規則に月60時間超の割増率に関する規定が定められていない。(笹筈・榎町・若松・落一・落二・角筈) ②就業規則に休日勤務時の割増率に関する規定が定められていない。(角筈) ③就業規則に休日勤務に関する規定が定められていない。(柏木・角筈) ④就業規則に分限・懲戒に関する規定が定められていない。(落二)	・就業規則を改正し、指摘事項を改善した。
4	・労働条件通知書に法定事項(令和6年法改正事項※)の一部が記載されていない。 ※更新の上限の有無、就業場所の変更の範囲、業務の変更範囲の有無、無期転換事項等 (若松・落一・落二・角筈)	労働条件通知書の様式を修正し、指摘事項を改善した。
5	・労働条件通知書に、相対的明示事項※の一部が記載されていない。(榎町・角筈) ※相談窓口、昇給・退職金の有無等	・労働条件通知書の様式を修正し、指摘事項を改善した。
6	・育児・介護休業等に関する規程が、令和4年法改正に対応していない。(落一・落二・角筈)	・育児・介護休業等に関する規程を改正し、指摘事項を改善した。
7	・一斉休憩の適用除外に関する労使協定が締結されていない。(角筈)	・一斉休憩の適用除外に関する労使協定を締結した。
8	・就業規則で定める年5日の年休が取得されていない。(若松)	・年休取得率の低い職員に対して、計画的に年休を取得するよう働きかけを行った。(該当者は、令和8年2月までに年休を取得済み)
9	・パートから正社員に契約変更した者の、年次有給休暇の日数算定に用いる勤続年数が通算されていない。(落一)	・勤続年数を通算した上で、再度年次有給休暇の日数算定を行うとともに、休暇簿を修正した。
10	・36協定の届け出が遅れ、一部違法な時間外労働が行われた。(若松)	・36協定届を適正な時期に労働基準監督署に届け出るよう徹底した。 (令和8年度分は、3月中に提出済み)

No	主な指摘事項	改善内容
11	・賃金台帳の記載漏れ・誤記載について ①賃金台帳に賃金計算期間が記載されていない。 (若松・戸塚) ②賃金台帳に賞与額が誤って記載されている。 (若松)	・賃金台帳を修正し、正しい賃金計算期間及び賞与額を記載した。
12	・労働者名簿に退職日が記載されていない。 (若松)	・対象者について、労働者名簿に退職日を記載した。
13	・割増賃金の計算式が労働基準法及び施行規則のとおり記載されていない。(落二)	・給与等支給規程を改正し、割増賃金の計算式を記載した。
14	・各月の雇用保険料額が誤って計算され控除されている。(若松)	・令和6年度に遡り雇用保険料額の再計算を行い訂正するとともに、令和7年12月給与で控除額の調整を行い返金した。また、再発防止のため、市販の給与計算ソフトを導入した。
(2) 安全衛生に関する事項		
15	・調査対象者の一部の者が法定健康診断を受診していなかった。(若松)	・法定健康診断を適正な時期までに受診させるよう徹底した。(該当者は、令和8年1月に健康診断を受診済み)
(3) 社会保険に関する事項		
16	・調査対象者の通勤費を報酬に含めない等、標準報酬月額資格取得時及び定時決定が適切に行われていない。(若松)	・年金事務所に、時効にかからない令和6年度から2年度分の訂正届を提出し、正しい保険料を納付した。
17	・労働保険料が法定期限までに申告・納付されていない。(若松)	・労働保険料を適正な時期までに申告・納付するように徹底する。
(5) 労働環境を更に向上させる取組		
18	・年休の取得率が30%を下回る者がいた。 (若松・落一・角筈)	・年休取得率の低い職員に対して、計画的に年休を取得するよう働きかけを行った。
19	・年休取得率の平均が、全国平均を下回っていた。(落二)	・取得期限を個別に案内し、年休の取得を促すとともに、面談時に記録を行う。
20	・ハラスメント防止に関する規程について、パワーハラスメントの定義と代表的な6類型が明らかにされていない。(筆筈・榎町・若松・大久保・戸塚・落一・落二・角筈)	・ハラスメント防止に関する規程を改正し、パワーハラスメントの定義及び代表的な6類型を定めた。
モニタリングの視点(4)「下請先への要請について」の指摘事項はなし。		